

※裁判所に書類を提出する場合には、個人番号（マイナンバー）の表示のないものを提出してください。

請求すべき按分割合（年金分割の割合）に関する審判・調停の申立てについて

1 はじめに

離婚時年金分割制度における年金の^{おん}按分割合（分割割合）について、当事者間で協議がととのわず又は協議をすることができないときは、家庭裁判所に対して、^{おん}按分割合（分割割合）を定める審判又は調停の申立てをすることができます。

なお、離婚調停の申立てに伴って年金分割の割合について話し合いたい場合には、夫婦関係調整調停（離婚）の手続を利用してください。

2 申立てに当たって必要なもの

- (1) 申立書（必要事項を記入したもの） 原本1通，写し1通
調停（審判）の進行に関する連絡メモ（必要事項を記入したもの）

- (2) 「年金分割のための情報通知書」 （※）原本1通

- (3) 収入印紙1200円分（申立書に貼る。）

審判申立ての場合は、これに加えて確定証明申請手数料として収入印紙150円分（情報通知書一通につき）

- (4) 調停 1560円分

（内訳：110円切手・10円切手をいずれも10枚ずつ，180円を2枚）

審判 3540円分

（内訳：110円切手を10枚，1220円分を2組）

※ 情報通知書の請求手続については、年金事務所又は各共済組合の窓口にお問い合わせください。

情報通知書は、離婚後（又は事実上の婚姻関係の解消後）に交付されたものを提出してください。原本を提出するほかに、情報通知書に住所が記載されていれば、その部分を覆い隠してから写しを2通作成し、申立書の原本及び写しに別紙として添付してください。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

3 申立書の記入について

別添の記入例を参考にしてください。

4 申立人と相手方について

離婚した元夫婦（法律に定める一定の場合には、事実上の婚姻関係にあったと認められる方も対象となることがあります。）の一方が申立人となり、他の一方が相手方となります。

5 申立ての期限について

離婚した日の翌日から起算して2年を経過した場合には、家庭裁判所に対する審判や調停の申立てをすることができません。

6 申立書等の提出先について

審判の申立てをする場合の提出先は申立人又は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所です。調停の申立てをする場合の提出先は、原則として相手方の住所地を管轄する家庭裁判所になります。申立人と相手方との間に、これと異なる家庭裁判所で審判又は調停をすることの合意があれば、その合意した家庭裁判所でも審判又は調停ができます（申立書とともに、管轄合意書を提出する必要があります。）。

7 裁判所に提出した書類について

申立書の写しは、法律の定めるところにより相手方に送付します。

また、申立書以外であなたが裁判所に提出した書類は、裁判官の判断により、相手方に見せたり、写しを交付することがあります。

8 申立て後の手続について

審判の申立てがあると、裁判官が郵送による書面照会等の方法により相手方の意見も聴いた上、^{あん}按分割合（分割割合）を決定する審判を行います。事情により当事者を呼び出すことがあります。

調停の申立てがあると、当事者双方を呼び出して調停期日が開かれます。調停期日では、調停委員会が^{あん}按分割合（分割割合）について話し合うための手続を進めます。

家庭裁判所からの呼出しがあったときは、その日時を間違えないように必ず出頭してください。

9 年金分割の請求手続について

家庭裁判所の審判や調停で^{あん}按分割合（分割割合）が定められた場合、実際に年金分割制度を利用するためには、一定の期限内に、当事者のいずれか一方から、年金事務所又は各共済組合の窓口において、年金分割の請求（標準報酬改定請求等）手続を行う必要があります（家庭裁判所の審判や調停に基づき自動的に分割されるわけではありませんのでご注意ください。）。

10 問い合わせ先

〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町3丁目46番1号
神戸家庭裁判所 家事受付係 電話078-521-5930

以上